

平成24年度第2回上川中部定住自立圏共生ビジョン懇談会資料～成年後見推進事業関係

<旭川市成年後見制度利用支援体制検討委員会の開催経過>

- 第1回目 平成24年5月23日(水)
 - ・成年後見制度に係る旭川市の現状(事務局説明)
 - ・成年後見制度に関する意見交換(各委員から)
- 第2回目 平成24年6月15日(金)
 - ・定住自立圏に関する動きについて(事務局説明)
 - ・成年後見制度に係る総合的な利用支援体制について～普及啓発、相談体制
- 第3回目 平成24年7月5日(木)
 - ・成年後見制度に係る総合的な利用支援体制について～申立支援
 - ・北海道主催の市民後見推進事業に係る研修会、定住自立圏ビジョン懇談会について(事務局説明)
- 第4回目 平成24年7月24日(火)
 - ・北海道主催の市民後見推進事業に係る研修会の報告について(事務局説明)
 - ・成年後見制度に係る総合的な利用支援体制について～市民後見人の養成等
 - ・定住自立圏ビジョン懇談会の今後の予定について(事務局説明)
- 第5回目 平成24年8月23日(木)
 - ・(仮称)旭川成年後見センター構想(案)について(事務局説明後、委員間での議論)
- 第6回目 平成24年9月13日(木)
 - ・(仮称)旭川成年後見センター構想(案)について(事務局説明後、委員間での議論)
- 第7回目 平成24年10月11日(木)
 - ・旭川市成年後見制度利用支援体制検討委員会(取りまとめ)(案)について
- 平成24年12月7日(金) 旭川市成年後見制度利用支援体制検討委員会最終取りまとめ

(仮称)旭川福祉後見支援センターの構想案

成年後見制度の活用を必要としている方は生活面で様々な問題を抱えていることが容易に推察され、成年後見制度を活用すれば全てが解決するとは言えず、福祉的な視点からの支援も合わせて考えていくことが重要となる。

このことを踏まえ、地域にある様々な福祉関係の機関・団体がお互いに連携して、成年後見制度の活用を必要とする方を確実な支援に結び付けることを目指すとともに、制度の活用に係る総合的な取組を進めていくための支援機関として(仮称)旭川福祉後見支援センターを設置し、判断能力が不十分な方々が地域で安心して生活するための基盤づくりに寄与する。



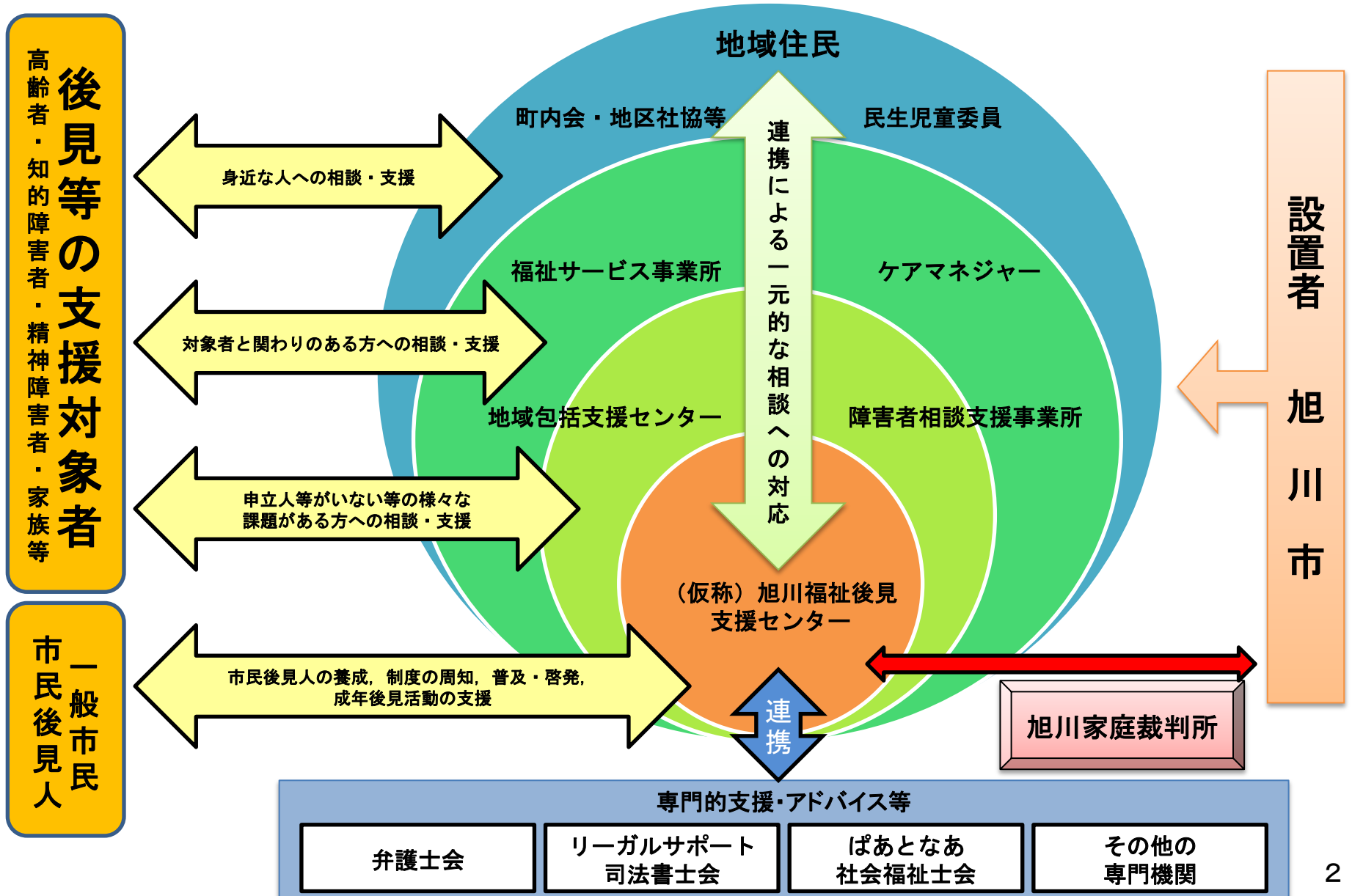
取組を進めるに当たって

- ① 身近な相談機関(民生児童委員、地区社協、市民委員会福祉部会など)、高齢者・障害者の総合相談機関(地域包括支援センター、障害者相談事業所など)の役割分担と途切れない連携のもとで、支援を必要としている方を必要な支援に結びつける。
⇒ P 2
- ② 成年後見制度の理解を広めるとともに、関係機関との連携のもとで、継続した普及啓発と内容の充実を図る。
⇒ P 3
- ③ 成年後見制度利用ニーズの増加を踏まえ、支援する人材を安定的に養成するとともに、確実な支援を行っていくため、質の向上を図る。
⇒ P 4

広域連携イメージ



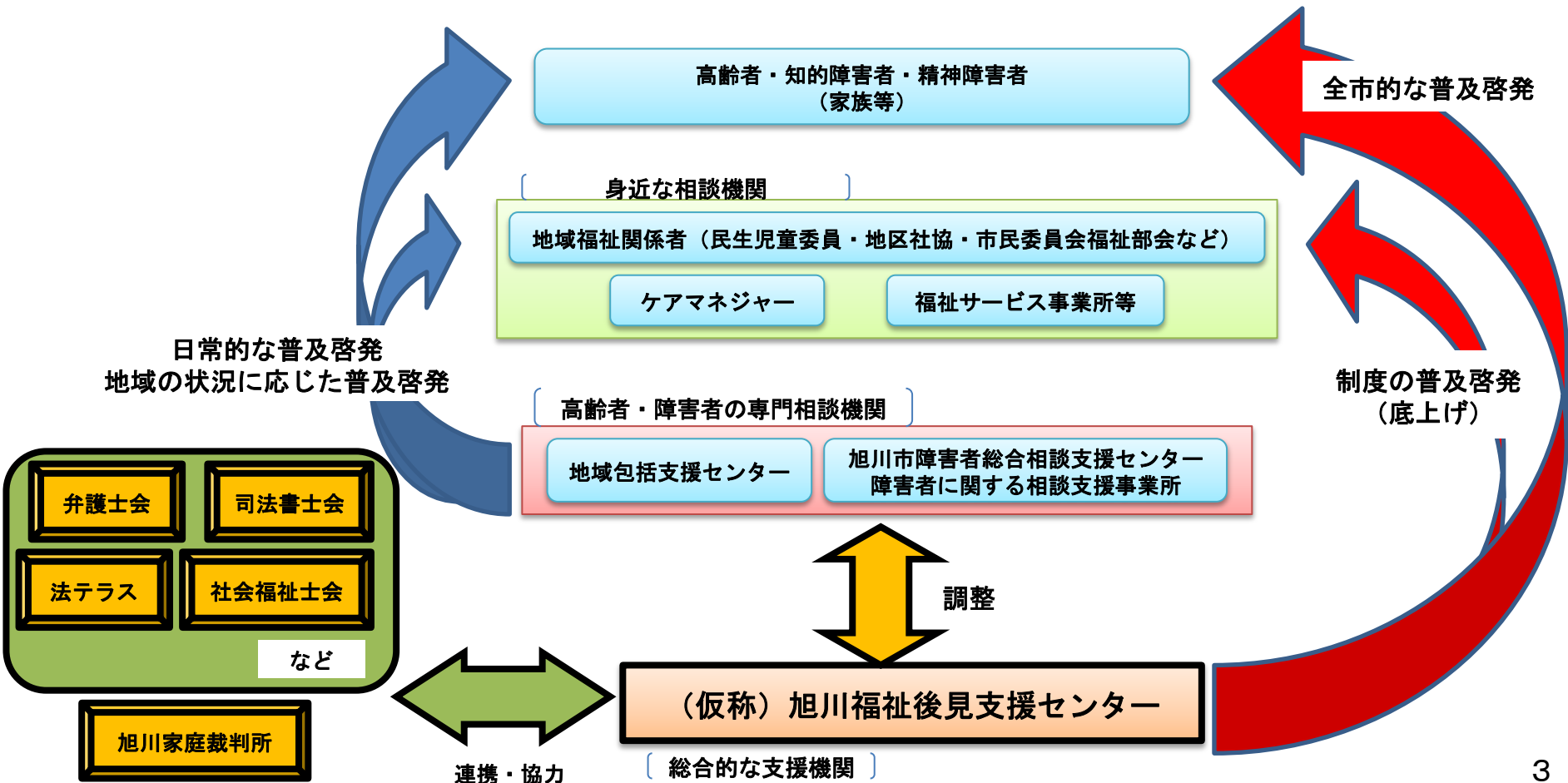
① (仮称) 旭川福祉後見支援センターと関係機関・団体との関わり方 (全体像)



② 普及啓発

普及啓発については、これまでも高齢者・障害者の専門相談機関で実施していることを踏まえ、普及啓発の対象と規模に応じて（仮称）旭川福祉後見支援センターと高齢者・障害者の専門相談機関とで行う役割を分担する。役割分担に当たっては、双方で内容や開催時期等を調整しながら、普及啓発の効果が相乗的に得られるように進めていく。

また、（仮称）旭川福祉後見支援センターは普及啓発に関する情報を把握し、広報を行うほか、身近な相談機関、高齢者・障害者の専門相談機関に成年後見制度についての問い合わせがあったときに、それぞれが内容を説明できるような底上げを目指す。

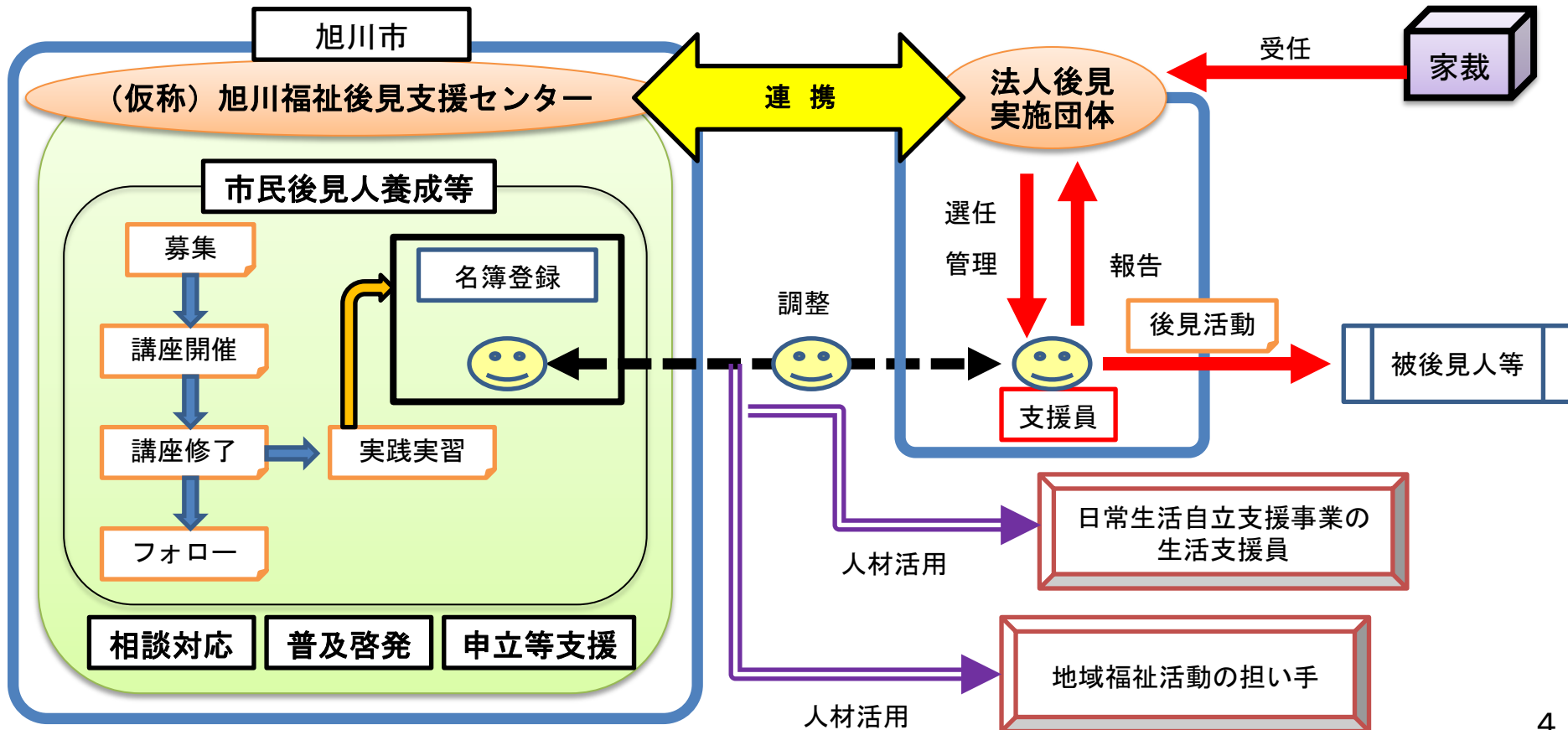


③ 市民後見人の養成等

市民後見人を単なるボランティアとせず、責任を持って役割を担ってもらうことから、一定の活動報酬を設けることを前提とする。具体的な活動内容は、被後見人等の身上監護を主なものとするが、実際に後見活動を行っていくためには、個人での受任が現時点で困難であることから、法人後見を活用した仕組みとすることが望ましい。

具体的には、申し立てる前に申立者から相談があったとき、又は申立後に家庭裁判所から法人後見の受任について打診があったときに、（仮称）旭川福祉後見支援センターと法人後見受任予定団体間で実際の支援員を調整し、正式に法人後見の受任が決まった後は、その法人後見の支援員として活動するといった流れが考えられる。

このほか、養成された人材を有効に活用していくため、複数の活動の場を用意する。



● (仮称) 旭川福祉後見支援センターの機能

相談対応

- ・ 相談窓口の設置
- ・ 関係相談機関との連絡調整
- ・ 困難事例の対応調整

普及啓発

- ・ 市民向け講演会の実施
- ・ 地域福祉関係者、福祉事業所研修会の実施
- ・ パンフレット等の発行

(仮称) 旭川福祉後見支援センター

- ・ 申立書類作成の軽微な援助
- ・ 専門機関・団体の紹介、調整
- ・ 申立（市長申立含む）の必要性の判断調整
- ・ 後見人候補者の紹介

- ・ カリキュラムの作成（北海道作成のカリキュラムの活用含む）
- ・ 養成講座の実施
- ・ 講座修了者（市民後見人含む）の登録管理、フォローアップ研修の実施

申立等支援

市民後見人養成等